

ヒューマンエンパワーメント推進局「ダボット：ダックスさんの相談室」の  
共同利用に関する要項

〔 令和6年 3月29日  
局 長 決 定 〕

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人筑波大学(以下「当法人」という。)のヒューマンエンパワーメント推進局(以下「推進局」という。)が、令和5年1月1日局長決定「ヒューマンエンパワーメント推進局の組織及び運営について」第9条の規定に基づき、「ダボット：ダックスさんの相談室」(以下「ダボット」という。)を教育機関である大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)と共同利用(以下「共同利用」という。)すること関し、必要な事項を定めるものとする。なお、共同利用にかかるサービスに関しては、本要項に定めるほか、利用規約(ユーザー向け)及びプライバシーポリシー(個人情報保護方針)の定めるところによる。

(目的)

- 2 ダボットとは、日常生活における様々な困りごとや悩みに対して解決のためのアイデアや便利なツールを自動で提案ができる人工知能による自動応答システムであるが、これを共同利用することにより、大学等の学生に有益な情報を適時に提供できるシステムの普及・発展を図り、ひいては大学等の教育の基盤及び環境の整備等の公益に資することを目的とする。

(管理者)

- 3 当法人は、共同利用の実施に関する業務を統括する責任及びその適正な実施に関し、管理及び監督の責任と権限を持つ者として管理者を置き、ヒューマンエンパワーメント推進局長をもってこれに充てる。

(共同利用の基準)

- 4 共同利用は、第2項の目的に照らし、当法人が、その事業実施上有意義であると認める場合に限り、これを行うものとする。

(利用申込み及び承諾)

- 5 共同利用を希望する大学等は、別紙様式1の共同利用申込書を管理者に提出し、承諾を得なければならない。管理者は、共同利用を承諾した場合は承諾書を発行する。

(変更の届出等)

- 6 共同利用の承諾を受けた大学等(以下「利用大学等」という。)は、前項の申込み内容を変更しようとするときは、速やかに管理者に変更届を提出し、その承認を得なければならない。

(共同利用の種類)

- 7 利用大学等は、共同利用にあたり、プロ版(有償利用)又はトライアル版(無償利用)のいずれかを選択するものとする。なお、トライアル版は、プロ版導入までの試験的利用に対応するものであり、登録可能なアカウント数に制限が設けられる。

#### (利用期間)

- 8 共同利用の期間は、承諾を受けた共同利用開始日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、トライアル版の利用期間は、当初の利用開始日から起算して2年を超えることはできない。

#### (利用料の支払い)

- 9 利用大学等は別表に定める利用料を本学に支払わなければならない。ただし、トライアル版については、利用料の支払いを要しない。

利用大学等は、利用料(基本利用料、従量課金及びオプション料)を当法人の発行する請求書により、所定の期限までに、指定された金融機関に振り込む方法により納付するものとする。この場合、振込手数料は利用大学等の負担とする。

利用料のうち、基本利用料は予定される利用期間分を利用開始日の属する年度に一括前払いとし、従量課金は各利用月の利用実績をもとに翌月支払いとする。基本利用料及び従量課金は月ごとに計算し(毎月1日を計算の基準日とする。)、月の途中で計算の基礎に変更があった場合でも日割り計算等による精算を行わない。

利用料のうちオプション料は、本学が、利用大学等における必要数をもとに広報媒体制作費、送料及び手数料を算定して請求し、利用大学等はこれを前払いする。なお、オプション料のかかるサービスは、プロ版のみの取り扱いとする。

#### (利用料の返還)

- 10 納付された利用料は、返還しない。ただし、災害等で利用大学等の責めによらない事由により大規模かつ長期間、利用できなかつたときは、利用者の申し出により既納の利用料の一部又は全額を返還することができる。

#### (利用料の見直し)

- 11 当法人が本要項の利用料を変更する場合には、要項の変更承認後、すみやかに相手方に通知し、通知日から1か月が経過した後の最初の支払い期から適用する。

#### (共同利用の範囲)

- 12 共同利用の範囲は、1つの学校を単位とする。1法人が複数の大学等を設置し、それぞれが共同利用を希望する場合には、学校ごとに各別に共同利用の申込を行い、それぞれの学校分の利用料を支払うものとする。

#### (共同利用の停止)

- 13 当法人と利用大学等は、それぞれ停止日の1か月前までに、相手方に通知することにより、共同利用を停止することができる。但し、利用大学等又はその利用大学等に所属する登録者がこの要項若しくは利用規約に違反し又は当法人の指示に従わない場合には、当法人は、利用大学等に事前に通知・催告することなく、直ちに共同利用を停止することができる。

#### (利用大学等の責務)

- 14 利用大学等は、付与された権限の使用・管理に一切の責任を負い、その所属する登録者がダボットを適正に利用するよう監督するものとする。利用大学等により登録が認証された者は、

すべてその利用大学等に所属する登録者とみなす。

(免責)

- 15 当法人は、利用大学等において、ダボットの利用に伴う損害・損失が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。

(権利関係)

- 16 ダボットの共同利用により生じた一切の権利は、当法人に帰属する。その取り扱いは、国立大学法人筑波大学知的財産規則(平成16年法人規則第12号)に従う。

(譲渡禁止)

- 17 利用大学等は、付与された権限について第三者への譲渡、貸与、使用許諾等の行為をしてはならない。また、利用大学等は、当法人と合意を得た範囲以外にダボットの登録に関わる情報を第三者に提供することはできない。

(実施状況の報告)

- 18 管理者は、共同利用の実施状況に関し、毎年度末、推進局教育関係共同利用運営委員会及び推進局運営委員会に報告するものとする。

(その他)

- 19 この要項に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は別に定める。

附 記

この要項は、令和6年3月29日から実施する。

別表（第8項関係）

学生数	上限登録者数	基本利用料（月額：税込）
20,000人以上	150人	25,000円
10,001～20,000人	130人	22,000円
5,001～10,000人	110人	19,000円
1,001～5,000人	100人	17,000円
501～1,000人	80人	14,000円
500人以下	60人	10,000円

登録者数（上限を超える場合）	従量課金（月額：税込）
1人当たり	200円

費目		オプション料（単価：税込）
広報媒体制作費	A 4版チラシ（1枚）	400円
	手持ち用リーフレット（1枚）	520円
	三角ポップ（1部）	760円
送料		発送数ならびに送付先住所による
手数料		広報媒体制作費の10%

備考

学生数は、利用大学等の収容定員

登録者数は、利用大学等に提供したダボットの登録に関わる情報（二次元コード等）からダボットに登録したアカウント数

オプション料の単価は、最小数での単価を示しており、発送数によって若干変動することがある